

記載内容の訂正（正誤表）

建築物における衛生的な環境の確保に関する法律施行規則が改正（令和8年4月1日施行）されたため、貯水槽清掃作業従事者研修テキスト（令和7年1月発行第3版）の「第2章 水と健康」の37、38ページを次のとおり訂正いたします。

誤

表2-1 建築物衛生法施行規則第4条に基づく水質検査項目1)と基準値			
1 水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源としている場合			
頻度	項目番号及び項目名	基準値	
ア 7日に1回	遊離残留塩素2)	含有率100万分の0.1（結合残留塩素の場合は100万分の0.4）以上	
イ 6月に1回	1 一般細菌	100個/mL以下	
	2 大腸菌	検出されないこと	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	
	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	
	48 味	異常でないこと	
	49 臭気	異常でないこと	
	50 色度	5度以下	
ウ 6月に1回3)	51 濁度	2度以下	
	6 鉛及びその化合物	鉛の量0.01mg/L以下	
	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量1.0mg/L以下	
	34 鉄及びその化合物	鉄の量0.3mg/L以下	
	35 銅及びその化合物	銅の量1.0mg/L以下	
	40 蒸発残留物	500mg/L以下	
エ 1年に1回	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量0.01mg/L以下	
	21 塩素酸	0.6mg/L以下	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	25 ジブromokクロロメタン	0.1mg/L以下	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
	2 地下水その他1以外の水を水源の全部又は一部としている場合		
	頻度	項目番号及び項目名	基準値
ア 給水の開始前	水質基準省令の表に掲げるすべての事項（51項目）	同省令に掲げる基準値	
イ 7日以内に1回	遊離残留塩素2)	含有率100万分の0.1（結合残留塩素の場合は100万分の0.4）以上	
ウ 6月に1回	1 一般細菌	100個/mg/L以下	
	2 大腸菌	検出されないこと	
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
	38 塩化物イオン	200mg/L以下	
	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	
	48 味	異常でないこと	
オ 1年に1回	37		
	49 臭気	異常でないこと	
	50 色度	5度以下	
	51 濁度	2度以下	
	エ 6月に1回3)	6 鉛及びその化合物	鉛の量0.01mg/L以下
		32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量1.0mg/L以下
		34 鉄及びその化合物	鉄の量0.3mg/L以下
		35 銅及びその化合物	銅の量1.0mg/L以下
		40 蒸発残留物	500mg/L以下
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量0.01mg/L以下
	21 塩素酸	0.6mg/L以下	
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
25 ジブromokクロロメタン	0.1mg/L以下		
26 臭素酸	0.01mg/L以下		
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
カ 3年に1回	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下		
注1) 水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法により行うこと。			
注2) 残留塩素の測定は原則としてDPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法により行うこと。			
注3) 鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物並びに蒸発残留物については、水質検査の結果が当該基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えないこと。			
38			

